

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和七年十二月二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年九月八日奈良県指令高土第三〇―一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十一月二十一日高土第一一一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市大字宮戸三二七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡大淀町大字北野五二番地の六

駒井佑亮

駒井奈那子

一 許可番号

令和七年九月四日奈良県指令高土第三〇―二一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十一月二十一日高土第一一二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年十一月二十一日高土第四七七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市下田東二丁目九一番一、九一番五、九一番六及び九一番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市すみれ野一丁目一番七

S O U S E I 株式会社 代表取締役 乃村亜紀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市下田東二丁目九一番一

下水道 香芝市下田東二丁目九一番一の一部